

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第4節 異動</p> <p>(クロスアポイントメント制度)</p> <p>第13条の2 <u>教育職員</u>は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する<u>教育職員</u>の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第4節 異動</p> <p>(クロスアポイントメント制度)</p> <p>第13条の2 <u>職員</u>は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する<u>職員</u>の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>対象職員を事務職員及び技術職員等にも拡充するため</p>

附 則 (令和3年10月1日規則第5号)
 この規則は、令和3年10月1日から施行する。